

こ いるょうせいど こ いるょうひじょせい
子どもの医療制度（子どもの医療費助成）

儿童医疗制度（儿童医疗费补贴）

◎ 対象（いずれにも該当すること）

対象（以下条件均需符合）

- * 0歳から18歳の3月31日まで（4月1日生まれのかたは、17歳の3月31日まで）
0岁到满18岁后的3月31日为止（如果是4月1日出生，则到满17岁后的3月31日为止）
- * 箕面市に住んでいて、健康保険に加入している子ども
住在箕面市且已加入健康保险的儿童

◎ 医療証の申請

医疗证的申请

- * 助成を受けるためには、医療証発行の申請が必要です。
如果要获得补贴，需申请发行医疗证。
- * 申請するときは、子どもと保護者の保険証を持ってきて下さい。
申请时，需携带儿童和监护人的保险证。

◎ 助成の内容

补贴的内容

- * 医療証と保険証を見せると、一つの医療機関につき1日500円を、1か月に2日まで支払うだけですみます。
只要在医疗机构出示医疗证和保险证，针对1个医疗机构1天500日元，1个月最多仅需支付2天。
- * 同じ医療機関に同じ月に3回以上行った場合、3回目から無料で医療が受けられます。
同一个医疗机构如果同一个月去3次以上，第3次开始的医疗费无需付费。
- * 薬局で、病院や歯科でもらった処方箋を見せた場合、薬代は無料です。（入れ物代は有料です）
如果在药店出示医院或牙科的处方笺，药费无需付费。（仅容器需付费）

（例）実際のお支払い

（例）实际的支付内容

	今月 当月			次月 次月		
	1日目 第1次	2日目 第2次	3日目から 第3次开始	1日目 第1次	2日目 第2次	3日目から 第3次开始
病院A 医院A	500円 500日元	500円 500日元	無料 免费	500円 500日元	500円 500日元	無料 免费
歯科B 牙科B	500円 500日元	500円 500日元	無料 免费	500円 500日元	500円 500日元	無料 免费

◎ 助成の受け方

補貼的获得方式

- * 医療機関で診察を受けるときは、保険証と医療証を見せて下さい。

到医疗机构就诊时，请出示保险证和医疗证。

- * 大阪府以外では、医療証は使えません。大阪府外の医療機関では、保険証を見せて一旦お金を払って下さ

い。後で、市役所で手続きをすれば、助成の範囲内のお金が返ってきます。還付請求には次のものが必要です。

医疗证无法在大阪府以外的地区使用。到大阪府以外的医疗机构就诊时，请出示保险证并先支付费用。之后，只要在市役所办理手续，就能在补贴范围内退款。申请退款时需准备以下资料。

- ① 保険証 保险证

- ② 医療証 医疗证

- ③ 医療機関の領収証 医疗机构的收据

- ④ 銀行の通帳（子どものお父さんかお母さんのもの） 银行存折（儿童父亲或母亲的存折）

- ⑤ 印鑑（持ってなければいりません） 印章（如果没有就不必携带）

- * 1か月間に1日500円までのお支払いの合計が2,500円を超えたときも、還付申請をしてください。

在1个月内，如果1天500日元之内的合计支出超过2,500日元，请申请退款。

◎ 手続きが必要なとき

需办理手续的时机

- * 健康保険証が変わったり、引っ越しをしたときは手続きが必要です。

更换健康保险证时或搬家时需办理手续。

- * 箕面市から引っ越すときは、医療証を市役所の窓口で返すか、郵便で送ってください。

从箕面市搬家迁出时，请到市役所窗口退还医疗证或邮寄送回。

(問い合わせ先) 咨询

市民部 介護・医療・年金室

市民部 介護・医療・年金室

電話（电话） 072-724-6733 ファクス（传真） 072-724-6040

Email: iryouseido@maple.city.minoh.lg.jp